



山形県公報

令和2年6月30日(火)
第117号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(長寿社会政策課) ……701
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……704

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……709
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……710
- 車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による通行方法……………(道路保全課) ……711
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 指定管理者の名称の変更……………(教育庁) ……712

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………713
- 資金管理団体の届出事項の異動……………714
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……715

### 正 誤

## 規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第55号

##### 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和38年10月県規則第78号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「第6条の3第1項及び第2項」を「第6条の2第1項及び第2項」に改める。  
第7条中「同条第4項」を「地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に

況」を「現に入所している者に対する措置」に、「する時期」を「する年月日」に改める。

別記様式第13号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、  
「市町村長 氏 名 印」を「市町村長 氏 名 印」に改める。  
地方独立行政法人の名称及び代表者氏名

別記様式第14号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、  
「社会福祉法人 氏 名 印」を「社会福祉法人の名称及び代表者氏名 印」に改める。  
日本赤十字社代表 氏 名 印 日本赤十字社 代表者氏名

別記様式第16号中「住所経歴」を「住所、経歴」に改める。

別記様式第17号中「資産の状況」を「資産状況」に、「処遇方法」を「処遇の方法」に、「使用権限」を「使用の権限」に改める。

- 「(2) 土地又は建物に係る権利関係
- (3) 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 別記様式第18号中「位置」を「種類」に、 (4) 施設の運営方針 を
- (5) 職員の定数及び職務の内容
- (6) 事業開始予定年月日 」

- 「(2) 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- (3) 条例、定款その他の基本約款
- (4) 建物その他の設備の規模及び構造 に改める。
- (5) 事業開始の予定年月日
- (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- (7) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法 」

- 「3 施設の種類
- 4 事業開始年月日 を
- 5 設置主体
- 6 経営主体 」

- 「3 事業開始年月日
- 4 設置者の名称
- 5 経営者の名称及び主たる事務所の所在地 に改める。
- 6 事業の種類及び内容
- 7 条例、定款その他の基本約款 」

別記様式第24号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「供与される便宜」を「供与をされる介護等」に、「その他厚生省令で定める」を「老人福祉法施行規則第20条の5各号に掲げる」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第5項第1号イ中「第6条の3第1項第1号」を「第6条の2第1項第1号」に改め、同号ロ中「第6条の3第1項第2号」を「第6条の2第1項第2号」に改め、同号ハ中「第6条の3第2項」を「第6条の2第2項」に改める。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第56号**

**建築基準法施行細則の一部を改正する規則**

建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2項に規定する書類については、別に定めるところにより、その添付を省略することができる。

第17条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定する書類の提出部数は、正副3部とする。

別表第2中「全員」を「及びその部分を管理する者全員」に、

|   |        |   |                                                      |                |
|---|--------|---|------------------------------------------------------|----------------|
| 「 | 縮尺及び方位 | を | 「道路として指定を受けようとする部分の土地の登記事項証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。） | に、「すみ切り」を「隅切り」 |
|   | 地目     |   |                                                      |                |
|   | 縮尺及び方位 |   |                                                      |                |
|   | 地目     |   |                                                      |                |

に改める。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号

道路の位置指定（変更、廃止）申請書

山形県知事 殿

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
(記名押印又は署名)  
(電話 番)

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので申請します。(建築基準法施行細則第17条第4項の規定により私道を変更（廃止）したいので申請します。)  
この申請及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

|        |                                  |                |                      |                      |
|--------|----------------------------------|----------------|----------------------|----------------------|
| 1      | 申請道路の位置の<br>地名及び地番               |                |                      |                      |
| 2      | 申請の区分                            | (1) 指定         | (2) 変更               | (3) 廃止               |
| 3      | 変更又は廃止しよう<br>とする道路の指定年<br>月日及び番号 |                |                      |                      |
| 4      | 申請道路                             | (1) 幅員<br>メートル | (2) 延長<br>メートル       |                      |
| 5      | 申請道路境域内権利<br>関係者数                | (1) 土地所有者      | (2) 土地の利用に関する<br>権利者 | (3) 建築物及び工作物の<br>権利者 |
|        |                                  | (名)            | (名)                  | (名)                  |
| 6      | 申請道路管理者数                         | (名)            | ※総合支庁<br>受付          |                      |
| 7      | 地籍図作成者の<br>住所及び氏名                |                |                      |                      |
| 8      | 道路完成予定年月日                        | 年 月 日          |                      |                      |
| 9      | 変更（廃止）の理由                        | ※市町村受付         |                      |                      |
| 10     | 添付図                              |                |                      |                      |
| ※指定通知欄 |                                  |                |                      |                      |

- (注) 1 2欄の(1)(2)(3)は、該当するものを○で囲んでください。  
2 申請道路境域内権利関係者全員について、別紙1の承諾書を添付してください。  
3 6欄には、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の数を記入してください。また、申請道路管理者全員について、別紙2の承諾書を添付してください。  
4 ※印欄は、記入しないでください。

別紙1

道路位置指定（変更、廃止）承諾書

年 月 日

権利者 住所  
氏名

印

下記申請の道路について、添付図面のとおりに建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることを承諾します。（下記申請の道路について、添付図面のとおりに建築基準法施行細則第17条第4項の規定による私道の変更（廃止）を承諾します。）

記

|   |                |        |      |
|---|----------------|--------|------|
| 1 | 申請者の住所及び氏名     |        |      |
| 2 | 申請道路の位置の地名及び地番 |        |      |
| 3 | 申請道路           | (1) 幅員 | メートル |
|   |                | (2) 延長 | メートル |
| 4 | 申請道路境域内権利関係    |        |      |
|   | 対象物            | 地名及び地番 | 地目   |
|   |                |        |      |
|   |                |        |      |
|   |                |        |      |
|   |                |        |      |
|   |                |        |      |

- (注) 1 「対象物」欄には、土地又は建築物若しくは工作物の別を記入してください。  
2 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、賃借権その他の権利を記入してください。

別紙2

## 道路管理承諾書

年 月 日

管理者 住所  
氏名

印

下記申請の道路について、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理することを承諾します。

## 記

|                  |        |      |
|------------------|--------|------|
| 1 申請者の住所及び氏名     |        |      |
| 2 申請道路の位置の地名及び地番 |        |      |
| 3 申請道路           | (1) 幅員 | メートル |
|                  | (2) 延長 | メートル |

## 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第17条第3項及び第4項並びに別記様式第12号の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定及び改正後の規則第17条第4項の規定による私道の変更又は廃止の申請について適用し、同日前にされた同号の規定による道路の位置の指定及びこの規則による改正前の建築基準法施行細則第17条第3項の規定による私道の変更又は廃止の申請については、なお従前の例による。